

被用者保険の概要・財政状況

I . 協会けんぽ(全国健康保険協会)の
概要・財政状況

II . 健康保険組合の概要・財政状況

I . 協会けんぽ(全国健康保険協会) の概要・財政状況

被用者保険者の概要

被用者保険者

健康保険組合

健康保険法に基づき、健康保険事業を行う
公法人（平成27年3月末：1,409組合）

- ・単一組合：1企業により組織された組合
（被保険者数：700人以上）
- ・総合組合：同種同業の事業主等で組織
された組合（被保険者数：3,000人以上）

それぞれの組合で保険料水準は異なる
（平成27年度平均：9.0%）

加入者数：2,913万人（平成27年3月末）
（被保険者1,564万人、被扶養者1,349万人）

健保組合が解散すると、当該健保組合の被保険者等は協会けんぽに加入することとなり、協会けんぽは被用者保険のセーフティーネットとしての役割を果たしている。

協会けんぽ（全国健康保険協会）

健康保険法に基づき、自らは健康保険組合の設立が困難である中小・小規模事業所の従業員とその家族が加入できるように、設立された保険者

都道府県支部ごとに保険料率を設定
（平成28年度平均：10.0%）

加入者数：3,718万人（平成28年3月末）
（被保険者2,159万人、被扶養者1,559万人）

共済組合

共済各法に基づき、国家公務員や地方公務員、
私立学校教職員等を対象として設立された保険者
（平成26年3月末現在：85組合）

それぞれの組合で保険料水準は異なる（平成25年度平均：国
共済8.2%、地共済9.4%、私学共済7.4%）

加入者数：891万人（平成26年3月末）
（被保険者449万人、被扶養者442万人）

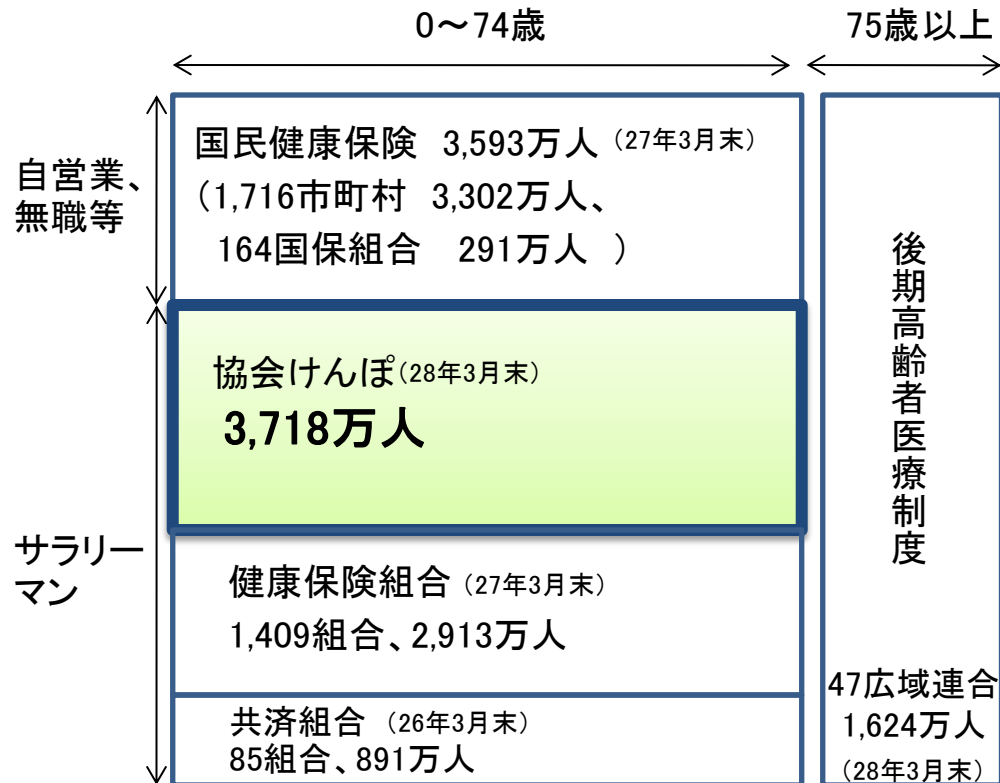
加入者は、適用事業所に使用される者及びその被扶養者等

- ・適用事業所・・・国、地方公共団体、法人事業所、又は土木・建築、医療等の強制適用業種である従業員5人以上の個人事業所
- ・使用される者・・・所定労働時間、所定労働日数が当該事業所で同種の業務に従事する通常の就業者と比べて、概ね3/4以上の者

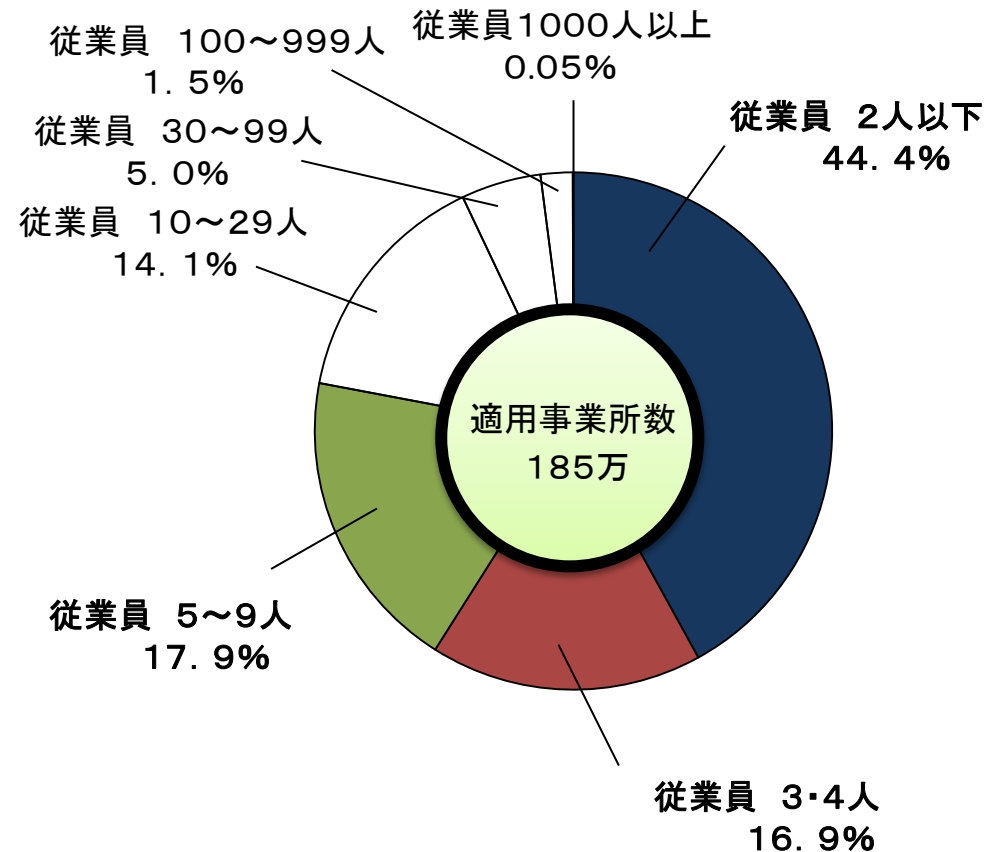
協会けんぽ（全国健康保険協会）の規模

- 約3700万人（国民の3.4人に1人）が加入者。
- 中小企業・小規模事業所が多く、事業所数の約8割が従業員9人以下。

○ 保険者の位置付け



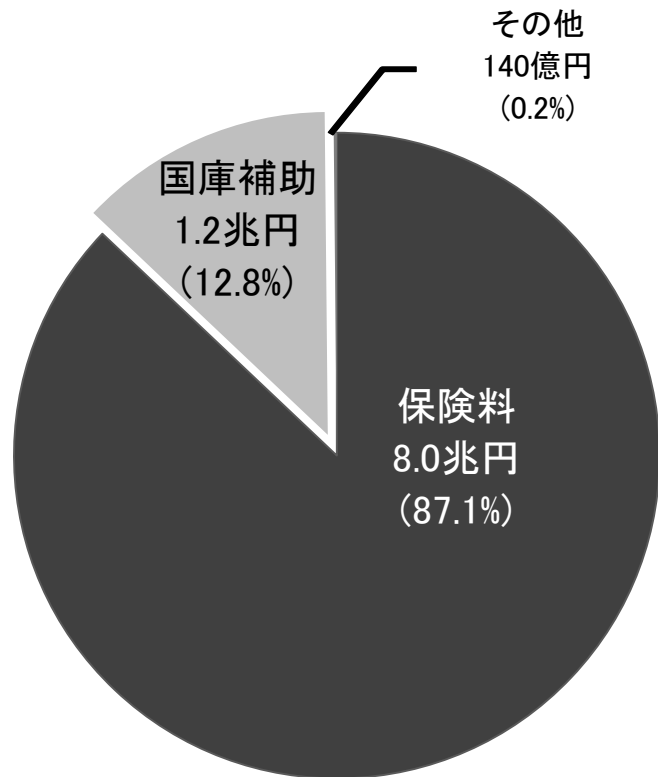
○ 協会の事業所規模別構成（28年3月末）



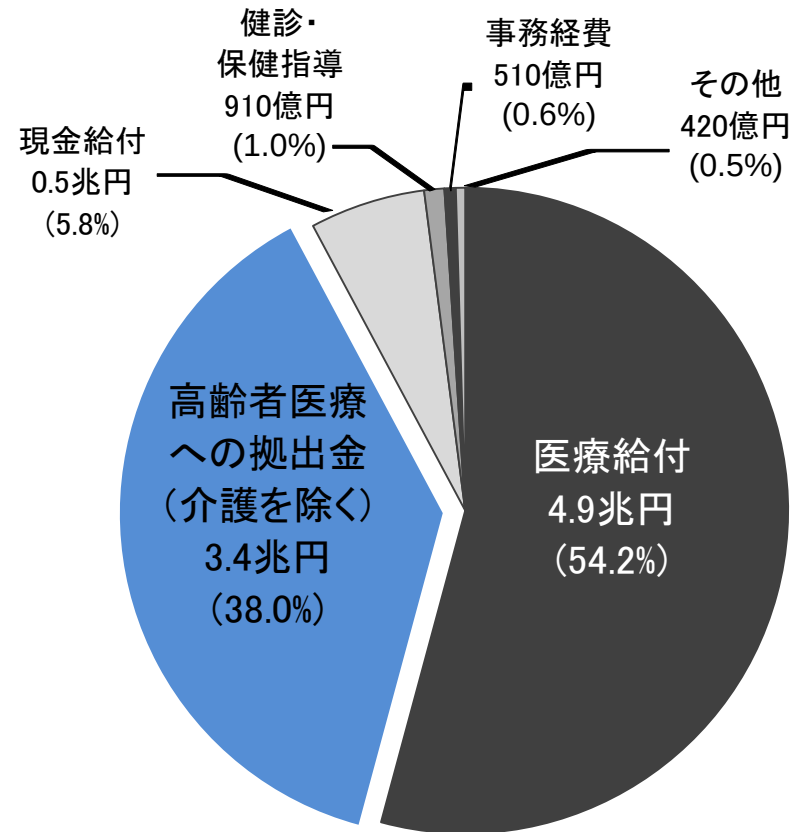
協会けんぽの財政構造（27年度決算見込）

○ 協会けんぽ全体の収支は約9兆円だが、その約4割、約3.4兆円が高齢者医療への拠出金に充てられている。

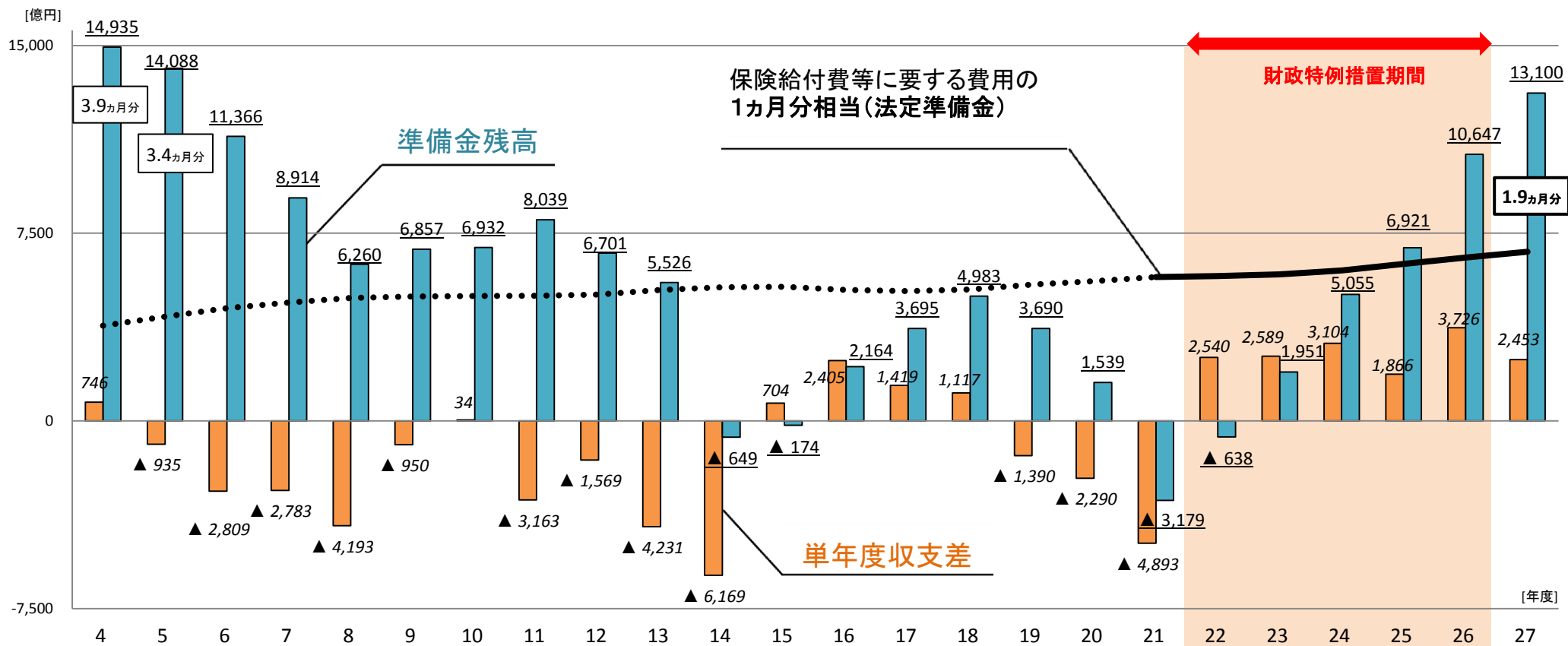
収 入 9兆2,418億円



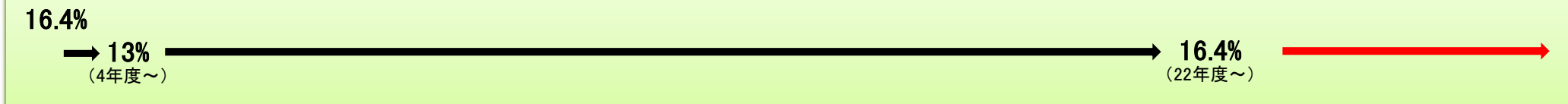
支 出 8兆9,965億円



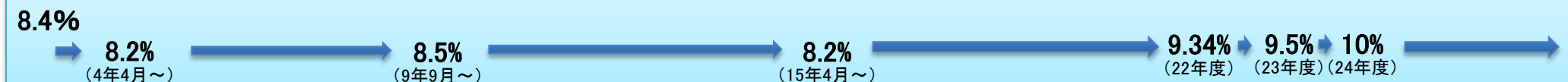
協会けんぽの単年度収支差と準備金残高の推移



【国庫補助率】

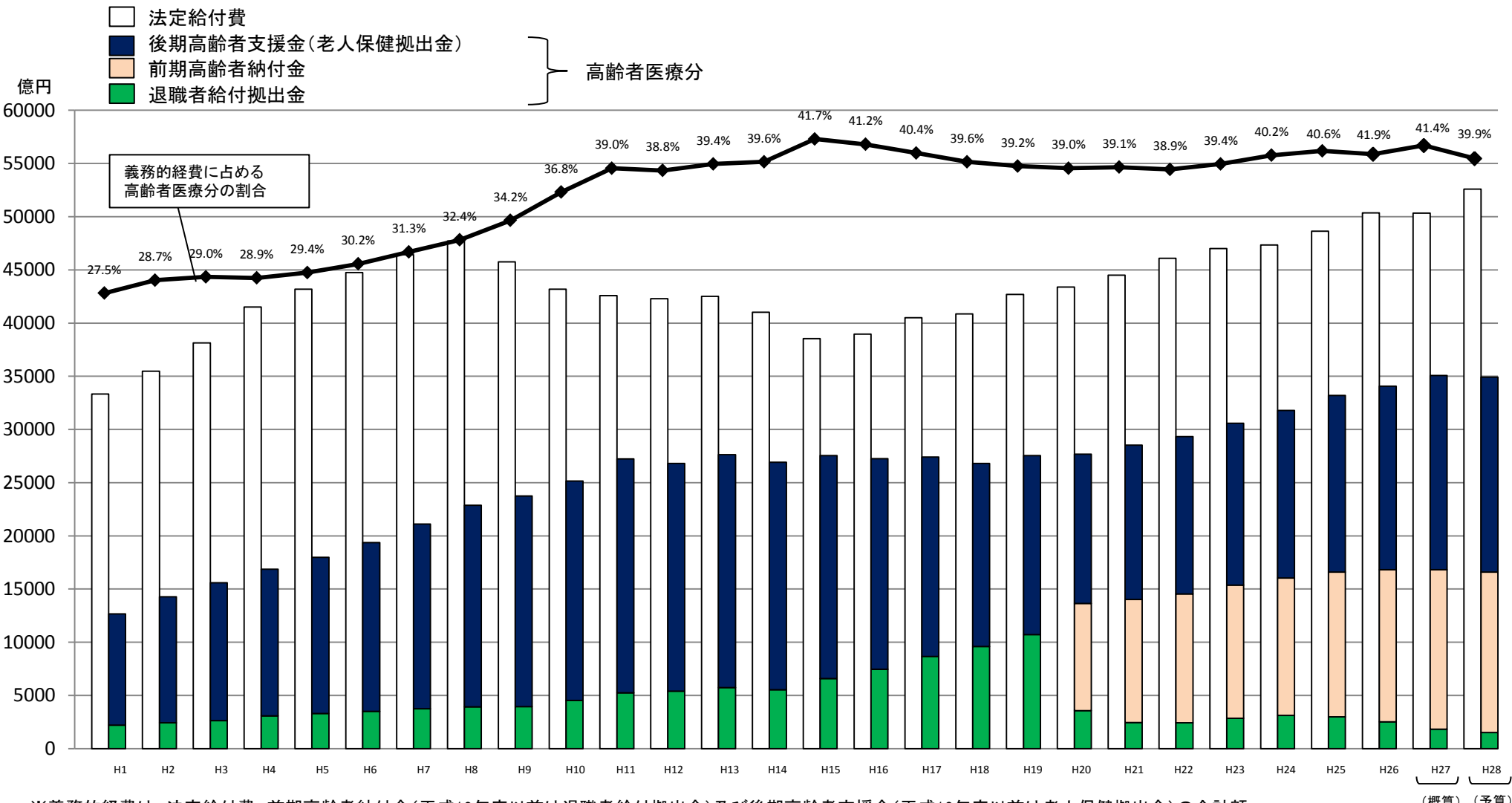


【協会けんぽの平均保険料率】



高齢者医療への拠出負担の推移（協会けんぽ）

○ 協会けんぽの義務的経費に占める高齢者医療への拠出負担割合は、39.9%（平成28年度予算ベース）となっている。



※義務的経費は、法定給付費、前期高齢者納付金（平成19年度以前は退職者給付拠出金）及び後期高齢者支援金（平成19年度以前は老人保健拠出金）の合計額。

平成20年度以降については、経過措置として存続している退職者給付拠出金及び老人保健拠出金の額も含めている。

※法定給付費は、平成26年度までは実績額を、平成27年度は概算額を、平成28年度は予算額を用いている。

※後期高齢者支援金等は、平成26年度までは医療給付費等実績に基づいた確定賦課額。平成27年度は概算賦課額。平成28年度は予算額。

※後期支援金について、平成20年度及び平成21年度は加入者割、平成22年度～26年度は3分の1総報酬割、平成27年度は2分の1総報酬割、平成28年度は3分の2総報酬割としている。

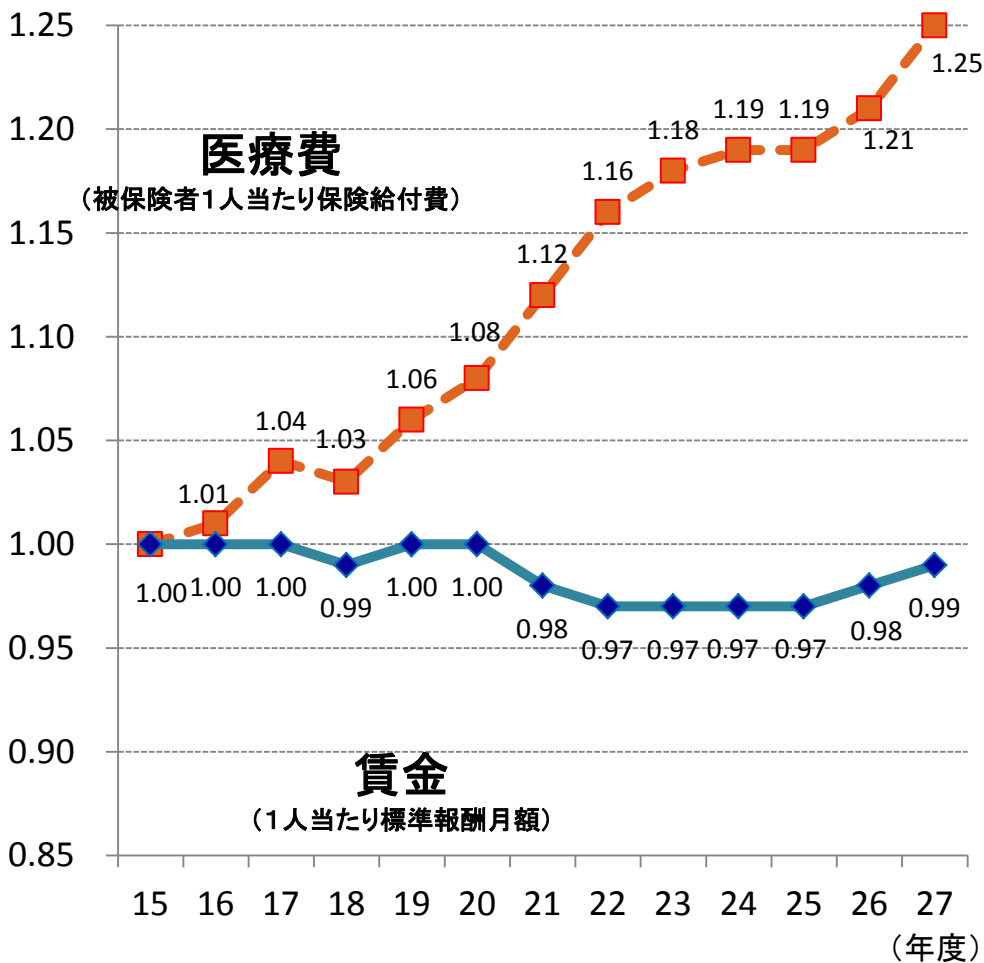
※前期高齢者に係る後期支援金分は前期納付金に含まれている。

(概算) (予算)

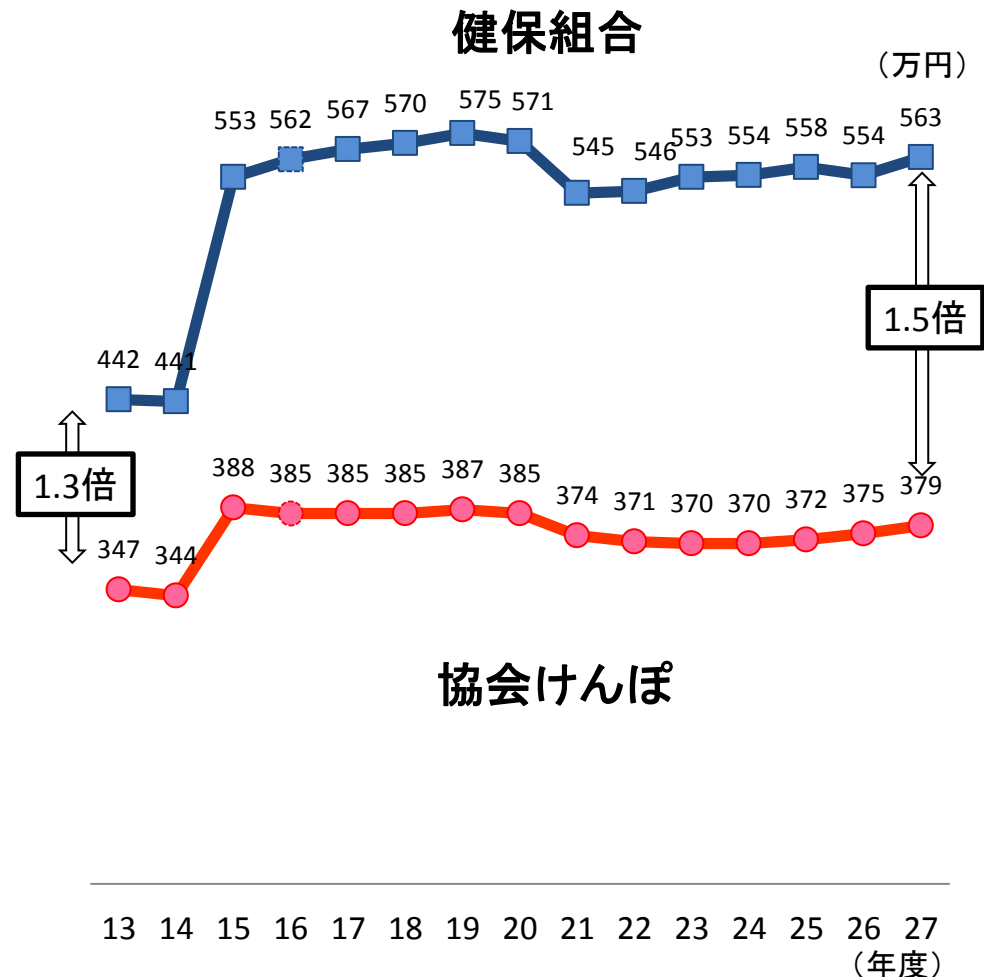
協会の財政構造と財政力格差について

- 協会けんぽの財政は、医療費が賃金の伸び率を上回って伸びている。
- 協会の報酬水準は低く、他の健保組合と比べて1.5倍の格差がある。

協会の保険財政の傾向



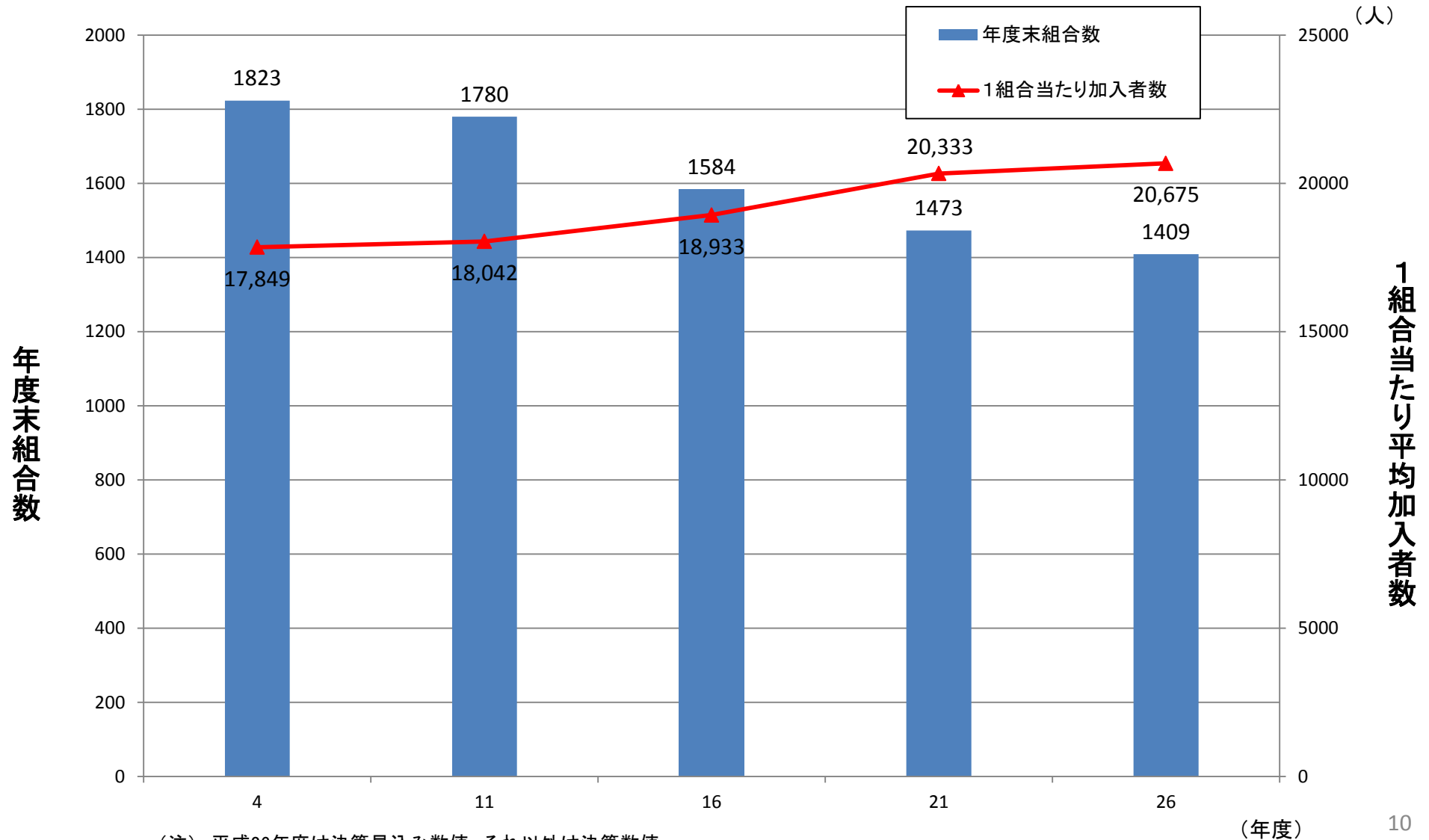
協会と健保組合の報酬水準の比較



Ⅱ．健康保険組合の概要・財政状況

健康保険組合の組合数等の推移

- 健保組合の組合数は、平成4年度以降減少を続けている。
- 1組合当たりの平均加入者数は、微増傾向にあるが、約2万人前後で大きな変化はない。



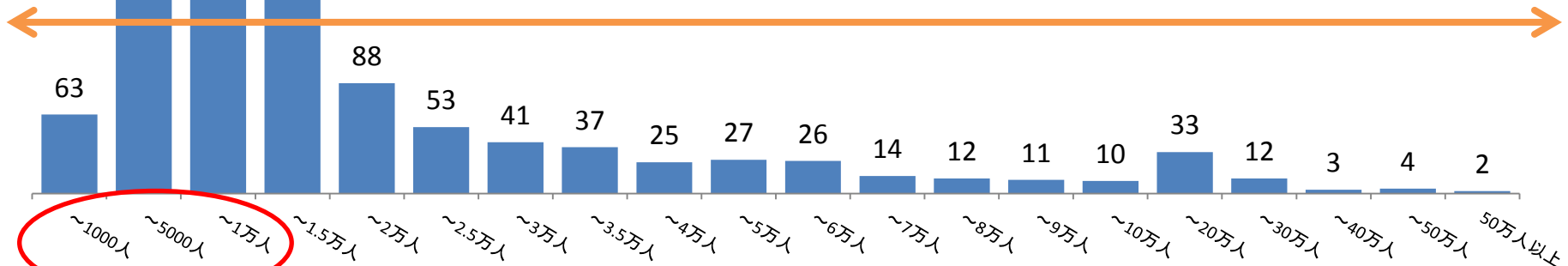
健康保険組合の加入者数の分布

○ 健保組合は、加入者数1万人未満が約6割、5万人未満が約9割となっており、中・小規模の保険者が多い。

(保険者数)

最小
約30人

最大
約66万人



1万人未満が約6割

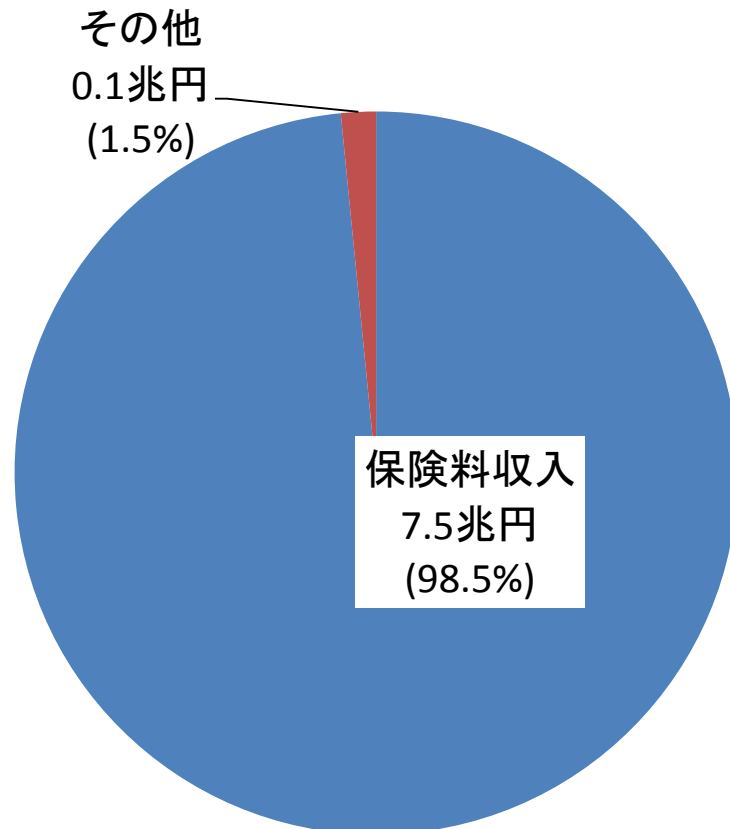
(加入者数)

(平成28年度予算早期集計より)

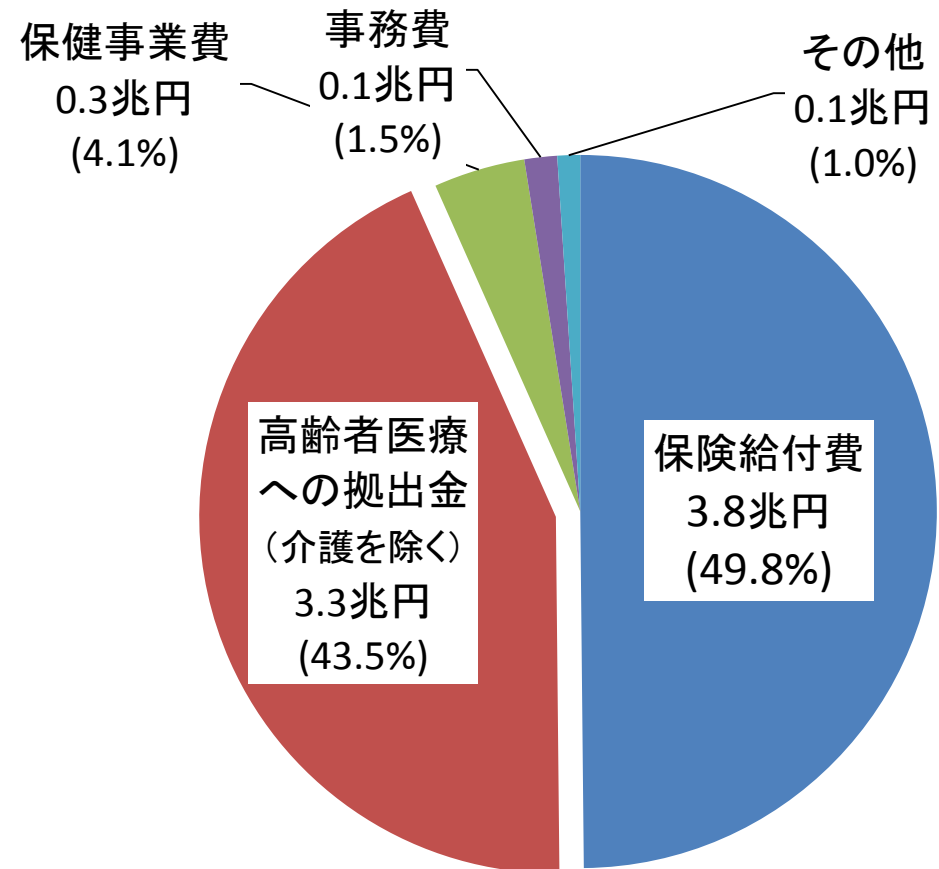
健康保険組合の財政構造（26年度決算見込）

○ 健保組合の経常支出は約7.5兆円だが、その約4割、約3兆円以上が高齢者医療への拠出金に充てられており、平成26年度では前年度よりも約55億円増加。

経常収入 7兆6,022億円



経常支出 7兆5,386億円

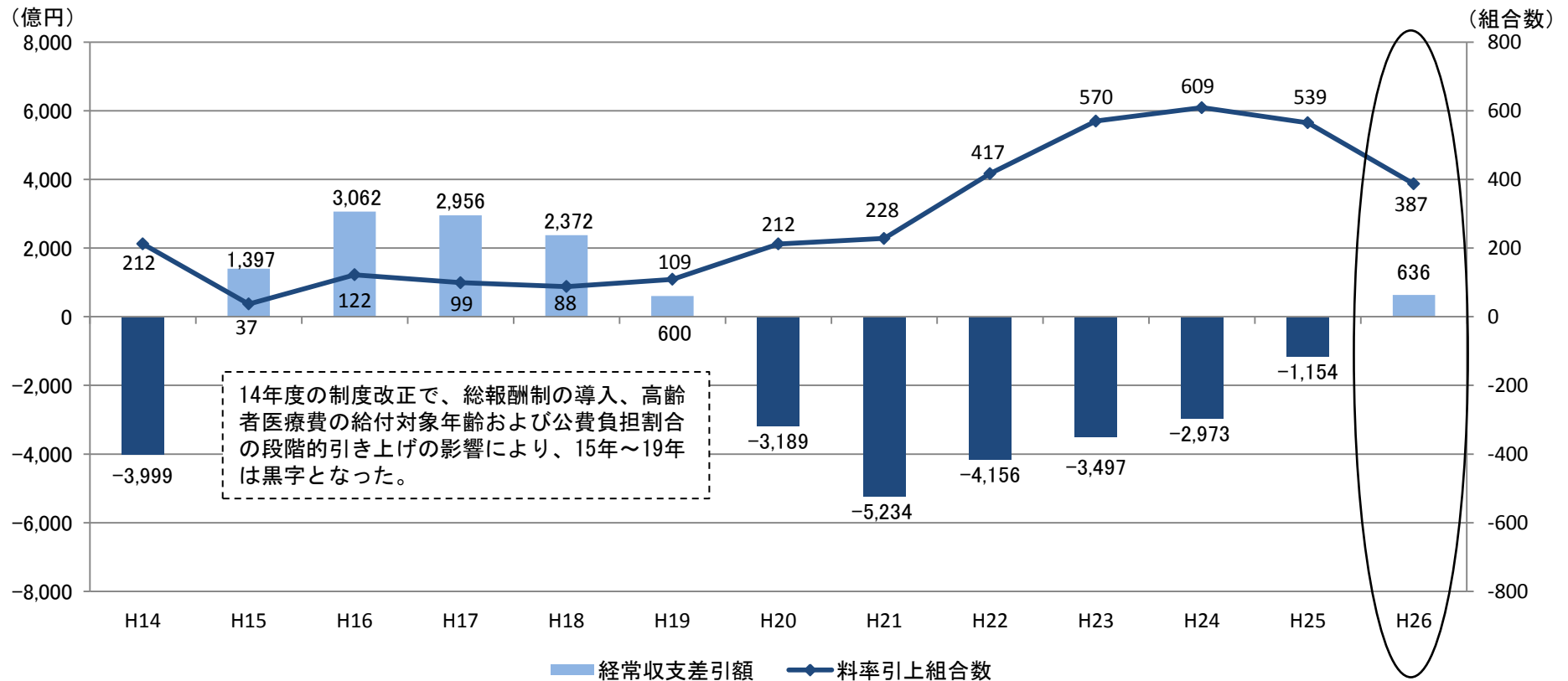


(注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

健康保険組合の財政状況

26年度決算見込（平成27年10月2日健保連発表）全1,409組合

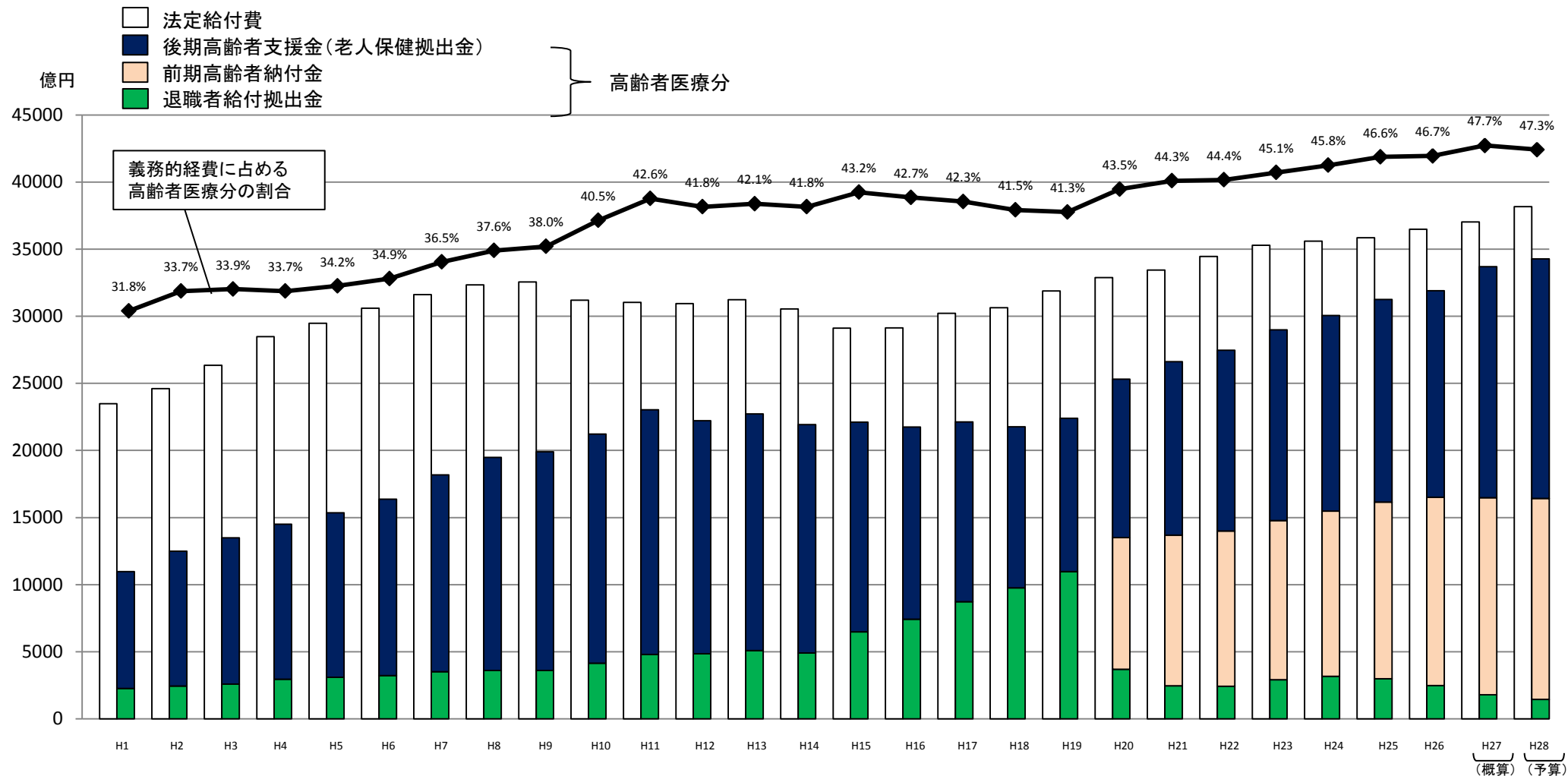
- ・単年度黒字：平成19年度以降7年ぶりの636億円の経常黒字
- ・保険料率の引上げ：健保組合全体の3割（387組合）
→ 平均保険料率（8.67%→8.88%） 対前年度伸び率2.4%
- ・保険料収入に占める拠出金等の割合：43.8% → 50%以上の組合が全体の4分の1（359組合）



（注）平成14～25年度までは決算、26年度は決算見込。

高齢者医療への拠出負担の推移（健保組合）

○ 健保組合の義務的経費に占める高齢者医療への拠出負担割合は、47.3%（平成28年度予算ベース）となっている。



※義務的経費は、法定給付費、前期高齢者納付金（平成19年度以前は退職者給付拠出金）及び後期高齢者支援金（平成19年度以前は老人保健拠出金）の合計額。

平成20年度以降については、経過措置として存続している退職者給付拠出金及び老人保健拠出金の額も含めている。

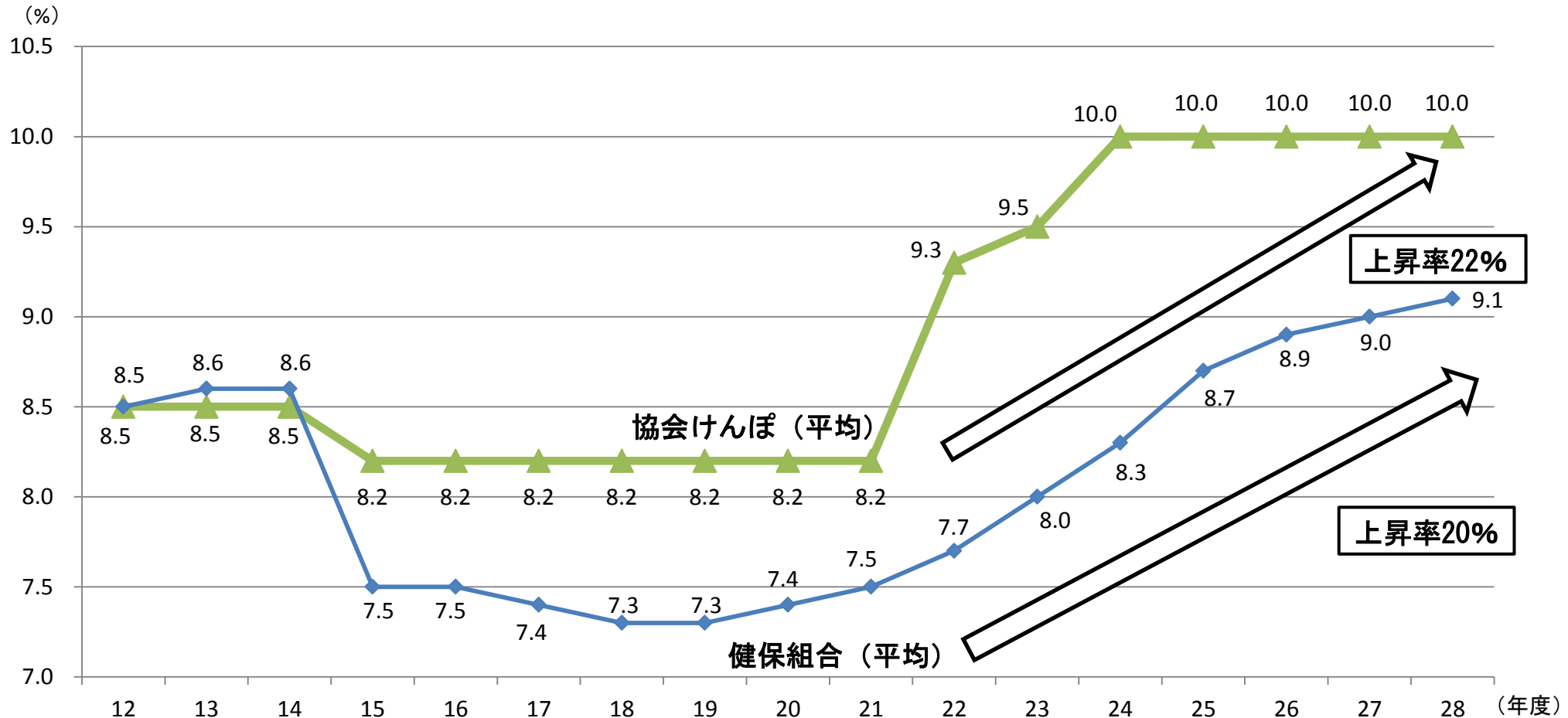
※法定給付費は、平成26年度までは実績額を、平成27年度は概算額を、平成28年度は予算額を用いている。

※後期高齢者支援金等は、平成26年度までは医療給付費等実績に基づいた確定賦課額。平成27年度は概算賦課額を、平成28年度は予算額を用いている。

※後期高齢者支援金について、平成20年度及び平成21年度は加入者割、平成22年度～26年度は3分の1総報酬割、平成27年度は2分の1総報酬割、平成28年度は3分の2総報酬割としている。

協会けんぽと健康保険組合の保険料率の推移

- 近年、協会けんぽ、健保組合ともに保険料率を引き上げている（協会けんぽは、24年度以降10.0%で推移）。
- 協会けんぽへの国庫補助により、一定程度格差が縮小されている。



(※1) 平成15年度に保険料率が下がっているのは、総報酬制（賞与にも月収と同じ保険料率を賦課）の導入によるもの。

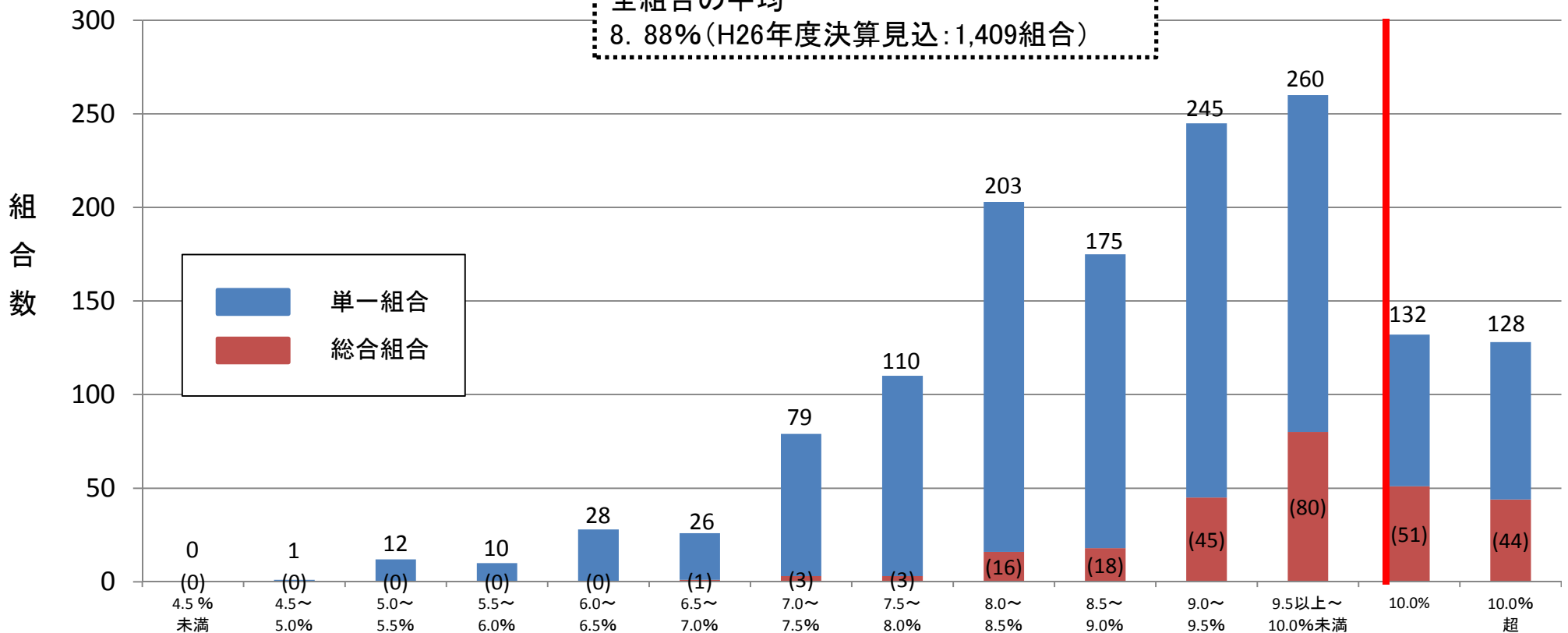
(※2) 健康保険組合の保険料率（調整保険料率含む）は、平成25年度までは実績、26年度は実績見込、27年度は予算ベース、28年度は予算早期集計ベースによる。

(※3) 協会けんぽは全国平均の保険料率。（平成28年度 最高：佐賀支部 10.33% 最低：新潟支部 9.79%）

健康保険組合の保険料負担

- 健康保険の一般保険料率は、1000分の30～1000分の120の範囲内(※)において、保険者が決定することが法律に規定されている。(健康保険法第160条)
- (※) 平成28年度以降は1000分の30～1000分の130の範囲内
- 健保組合の約2割が、協会けんぽの保険料率(10.0%)以上の保険料率を設定している。

協会けんぽの保険料率
10.0%(H26年度)



(注1) 保険料率には調整保険料率(0.13%)を含む。

保険料率(H26年度決算見込)

(注2) 被保険者の負担割合(単純平均)は45.4%。

(注3) 括弧の数字は総合組合の数値を示している。